## 知財法務の勘所Q&A (第44回)

## 共同開発契約に関する実務上の留意点 - 成果の帰属を中心に -



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 弁護士 **村上 遼** 

**Q1** 企業間又は企業と研究機関の間で共同開発契約を締結する場合、生じた成果に対する 知的財産権の帰属を定めることが必要だと思いますが、どのような点に注意したらよいですか。

**4** 共同開発から生じた成果に対する知的財産権の帰属を定めることは、共同開発契約を締結する最も重要な目的の1つです。知的財産権の帰属の定めには、実務上よく用いられるパターンがいくつかありますが、それぞれが法的に何を決めており、何を決めていないことになるのかをよく理解したうえで、事案にあった定めを置くことが重要です。

## 1. 知的財産権の帰属の定めの重要性

共同開発から生じた成果に対する知的財産権の帰属を定めることは、いうまでもなく、共同開発契約を締結する最も重要な目的の1つです。成果の帰属を予め定めておくことで、有意義な成果が生じた場合にそれぞれの当事者がどのような権利を持つのかについての枠組みが定まり、それに応じて、共同開発の当事者は、どの程度のコストやリソースを投入すればよいのか、共同開発後のビジネス展開としてどのようなことができ、あるいはできないのか、判断できるようになります。また、魅力的な成果が実際に生じた段階で帰属を決めようとしても、当事者間で合意に至るのが困難な場合もあります。共同開発契約における知的財産権の定めには、予め枠組みを定めておくことで、爾後の紛争を防止するという意義もあると考えられます。

もっとも、重要な規定であるだけに、曖昧な定めにとどまっている場合は、紛争に発展してしまうリスクも少なくありません。典型的な紛争類型は、一方当事者が他方当事者に無断で成果の特許出願をし、他方当事者が共同開発契約に基づき自己の権利を主張する、という形のものです。

したがって、知的財産権の帰属の定めをする際には、その限界を理解したうえで、できる限り 明確な定めを置いておくことが求められます。